

本庁用

# 高松市業務継続計画

## [地震・津波対策編]



令和5年12月修正  
高松市

## 目 次

第1章	基本的事項	
1	目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	基本方針	4
第2章	検討	
1	対象及び実施体制	4
2	想定する地震	5
第3章	業務継続体制の確立	
1	活動する職員数	9
2	出勤手段	9
3	職員の被災等による参集不能率の設定	10
4	出勤不能職員	10
5	本庁舎の状況	10
6	避難者の状況	12
7	指揮命令系統	12
第4章	非常時優先業務の選定	13
第5章	業務継続体制の向上	
1	職員への教育・訓練	13
2	計画の見直し	14
第6章	個別事項の対応	
1	沿岸部における対応	14
2	山間部における対応	14
3	島しょ部における対応	15
4	市町間連携の実効性の確保	15
参考資料		16
非常時優先業務表		23

## 業務継続計画（BCP）について

業務継続計画（以下「**BCP**」Business Continuity Plan という。）は、平時から各部署において非常時優先業務を特定し、災害時に適切な業務執行を行うことを目的とするが、その策定過程において、部署ごとの役割を明確にすることとともに、災害時における組織としての行動イメージを認識することが最大の目的である。その結果、大規模災害が発生した際には、災害対策本部の指示を待たずに、必要な業務を各部署において積極的に実行していくことが可能になる。

大規模災害発生直後は、災害対策本部は住民の避難体制の確立のため、自衛隊や警察を始め、各関係機関との調整に追われることになるため、予め計画されている事項については、協議することなく速やかに実行に移したほうが、時間的ロスが少なく優先業務がスムーズに執行できる。

また、大規模災害時には、通信手段も制限され、電話も通じにくくなることから、限られた回線を災害対応業務に使用するため、職員の安否確認は、本庁からは基本的に行わない。予め定めた計画に基づき、自主的に登庁することを基本とし、何らかの理由で登庁できない場合は、通信手段が回復してから、職員側から連絡することとするものである。

### 〈行政のBCP〉

- ・被害影響に基づき、地域継続戦略・業務継続戦略等の「基本方針」を決定する。
- ・地域防災計画に基づき、災害時応急対策業務や平時の所掌事務等に対し、被害状況を想定しながら、業務の洗い出しや優先順位を付ける。
- ・非常時優先業務に対する全庁的な人員・対応資源を調整配分のもと、業務継続体制を確保する。

### 〈民間企業のBCP〉

- ・経営を継続させるために必要な中核事業（主力商品など）を特定する。
- ・経営を継続させるための稼動に必要な手段や資源を洗い出す。
- ・経営を継続させるために必要な資源（人、物、資源、情報等）が使用不可能な状態を想定し、早期復旧手段と代替手段を講じる。

## 計画策定経過

本計画は、香川大学危機管理研究センター（現 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構）のアドバイスを受けながら策定作業を進めた。

平成22年 4月 地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説を内閣府が策定

平成22年10月 防災対策担当者会を開催。照会・回答（1回目）

平成23年 1月 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構と協議。防災対策担当者会を開催。

2月 各部局に照会・回答（2回目）

3月 東日本大震災発生

平成24年 1月 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構と協議。各部局に照会・回答（3回目）

3月 策定・公表

平成25年 3月～平成26年 3月  
香川県地震・津波被害想定（第1次～第4次公表）において、新たに南海トラフ地震の被害想定を公表

平成26年 8月 新たな被害想定を反映させるため改正作業

平成26年10月 南海トラフ地震の新たな被害想定を反映するため改正

平成27年 4月 高松市業務継続計画「出先機関用」策定・公表

平成30年 3月 香川版市町BCP作成指針(Ver2.0)に基づき修正

令和5年 12月 会計年度任用職員の位置付け、職員の参集不能率の設定等について修正

・今回の修正方針について 「令和5年12月」

1. 災害時における会計年度任用職員の位置付けについて修正
2. 職員の参集想定において、職員の被災等による参集不能率を設定
3. 職員用の食料等に係る記載の修正
4. 現行の組織及び人員による、非常時優先業務及び参集可能職員数の修正

## 第1章 基本的事項

### 1 目的

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害が発生した場合、市町村は、基礎自治体として、当該市町村の地域ならびに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有するため、災害応急対策及び復旧・復興対策を実施する重要な役割を担うことになる。

一方、市民生活に必要な不可欠な行政サービスは継続しなければならないため、業務が適切に継続できる体制づくりが必要とされる。

これらの災害の中でも、本市に大きな被害をもたらすと想定される南海トラフ地震については、その発生確率が年々高まりつつある。

そこで、発災により人、物、情報及びライフライン等、利用できる資源が制約され、市の機能が低下する状況であっても、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を最優先に実施するとともに、非常時優先業務に必要な資源の確保・配分を全庁的に調整し、業務立上げ時間の短縮と発災直後の業務レベルの向上による、本市業務の円滑な遂行を目的として、「高松市業務継続計画（地震・津波対策編）」を策定する。

本計画は高松市役所における計画であるが、大規模災害時には、他の地方公共団体等への応援が必要とされる場合がある。想定している南海トラフ地震では、本市よりも高知・徳島両県における被害が甚大であると予想され、四国が本州から孤立してしまった場合は、比較的被害の少ない本市は、業務を継続しながら四国他県への支援の実施を想定し、今後、この計画を基礎に関係業務を整備していくこととする。

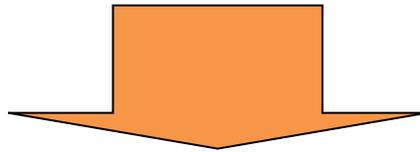
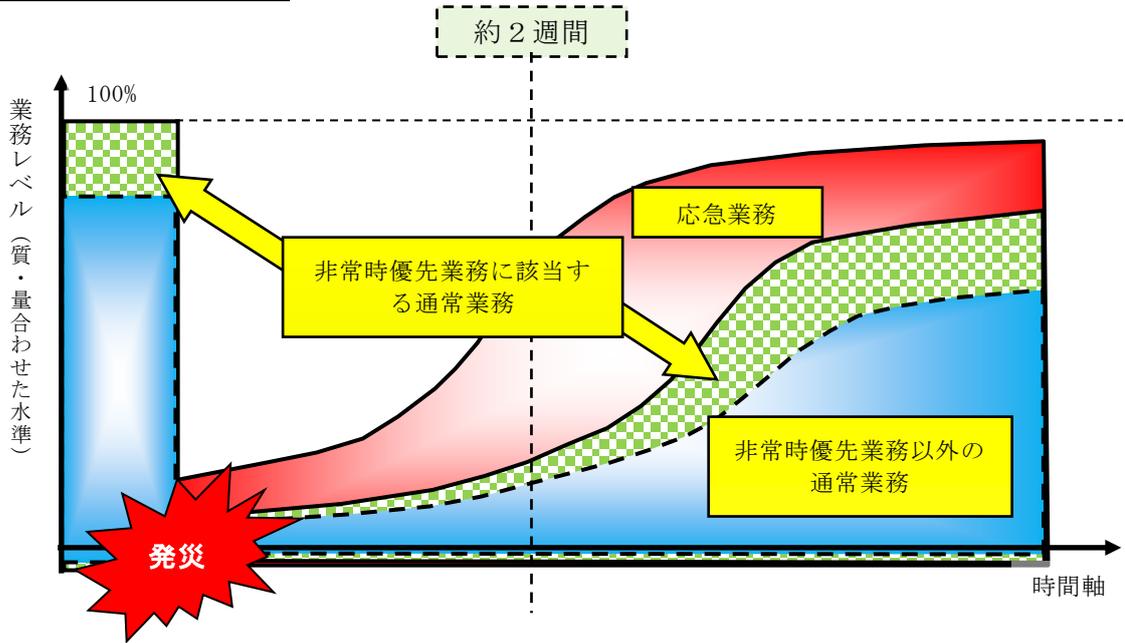
#### 【非常時優先業務とは】

非常時優先業務は、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務などの応急業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

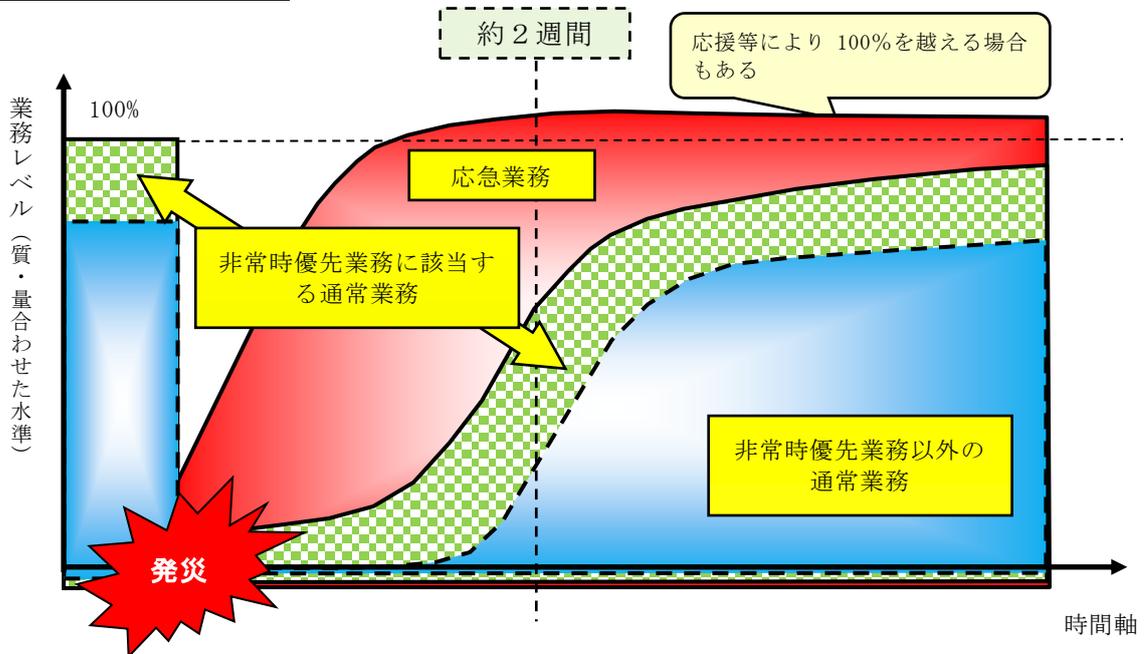
発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で実施する。

【業務種別の発災後の業務量推移イメージ】

業務継続計画の導入前



業務継続計画の導入後

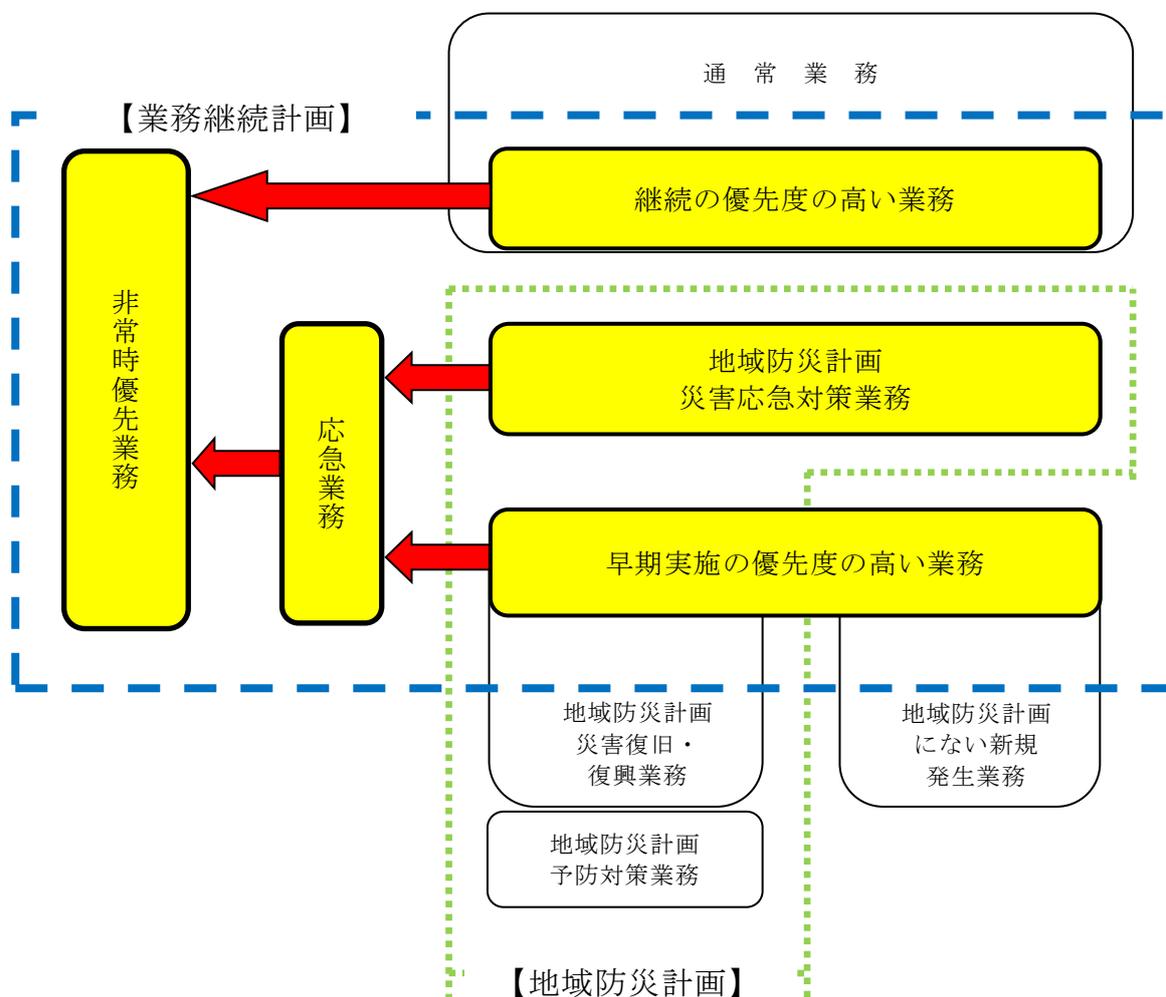


## 2 計画の位置付け

地震発生時の対応としては「高松市地域防災計画（地震対策編）及び（津波対策編）」がある。

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害の予防や応急対策、災害復旧・復興に関し、本市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的としており、庁舎や職員など行政の被災は想定していない。

これに対し、本計画は、庁舎や市職員など行政の被災を前提とし、応急業務や継続性の高い通常業務を特定するとともに、限られた資源を効果的に活用して適切な業務執行を行うことを目的とする。



## 【地域防災計画との相違点】

	地域防災計画	業務継続計画
趣旨	災害対策基本法に基づき、災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はない。(想定はない。)	職員、庁舎、電力、情報システム、通信等の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務(予防、応急・復旧、復興業務)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。(「応急業務」だけでなく、優先度の高い通常業務「一般業務」も含む)
目標時間	必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。(必要資源を確保し、目標時間までに非常時優先業務開始・再開する)
備蓄	業務に従事する市職員の飲料水・食料等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する市職員の飲料水・食料・トイレ等の確保について検討の上、記載する。

### 3 基本方針

市は、地震発生により市の機能が低下する状況であっても、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市の行政機能を維持するために次の基本方針により業務継続の強化に取り組む。

- ① 地域防災計画に定める業務の遂行
- ② 継続性の高い通常業務の特定による行政サービスの継続
- ③ 非常時優先業務に必要な人員・資源の全庁的な調整

## 第2章 検討

### 1 対象及び実施体制

#### (1) 対象組織

業務継続体制を検討する対象組織は、本庁と出先機関等との間で発災時の資源の移動が少ないことから、応急業務の中心的役割を担う本庁舎内の部署とする。

#### (2) 非常時の業務継続体制

##### ① 災害対策本部の設置

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、高松市地域防災計画に定める、次の基準に該当するときに、災害対策本部を設置する。(設置場所：高松市防災合同庁舎(危機管理センター)災害対策本部室)

ただし、高松市防災合同庁舎(危機管理センター)災害対策本部室が被害等により使用不可能と判断される時は、南消防署など使用可能な場所に設置する。

- ア 高松地方気象台が、市域に震度 6 弱以上を観測・発表したとき。
- イ 高松地方気象台が、市域に震度 5 弱又は 5 強を観測・発表し、市内に大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- ウ 津波予報区の「香川県」に大津波警報、津波警報の発表が予想される時。
- エ 津波予報区の「香川県」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。

## ② 動員基準

- ア 第 2 次配備（警戒準備体制）：災害の発生するおそれがあり、今後の推移に特に注意を要するときなどに、情報収集、警戒、巡視、応急対策活動等に当たる体制
  - ・香川県の予報区に津波注意報が発表されたとき。
  - ・香川県の予報区に津波警報の発表が予想される時。
  - ・その他必要により災害対策本部長（市長）が指示したとき。
- イ 第 3 次配備（警戒体制）：災害が発生するおそれがある場合に、局地的又は小規模な災害に対応するとともに、情報収集、警戒、巡視及び災害応急対策に当たる体制
  - ・高松市内で震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき。
  - ・香川県に津波警報が発表されたとき。
  - ・重大な災害が発生するおそれのある時。
  - ・その他の必要により、災害対策本部長（市長）が指示したとき。
- ウ 第 4 次配備（非常体制）：相当規模の災害が発生する可能性が極めて高い時、又は発生したとき等に、本部関係全職員により、応急対策、救助及び災害の拡大防止に当たる体制
  - ・高松市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。
  - ・香川県に大津波警報が発表されたとき。
  - ・災害による被害が特に甚大であると予想される時。
  - ・その他の必要により、災害対策本部長（市長）が指示したとき。

なお、本部長（市長）に事故があるときの職務代行等については、高松市地域防災計画に定めた対応とする。

## ③ 災害時指定職員

コミュニティセンター等指定避難所において、地域住民とともに地域における災害応急対策を初動段階から迅速に行ない、災害による被害を最小限にすることを目的に災害時指定職員を指定している。

高松市内で震度 5 弱以上の地震を観測し、当該指定職員がその事実を確認したときは、連絡の取れる状況を確保し、指定避難所に迅速に参集し、指定職員業務に従事する。

## 2 想定する地震

本計画で想定する地震は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震のうち、千年に一度あるいは、それよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラス（L2）」の地震とし、その他の地震災害については、これを準用することとする。

香川県が平成25年から4回にわたり公表した、「香川県地震・津波被害想定（第1次～第4次）」による市内の被害想定は、次の表のとおりである。

【本市における南海トラフ地震（最大クラス）の被害想定】 (No.1)

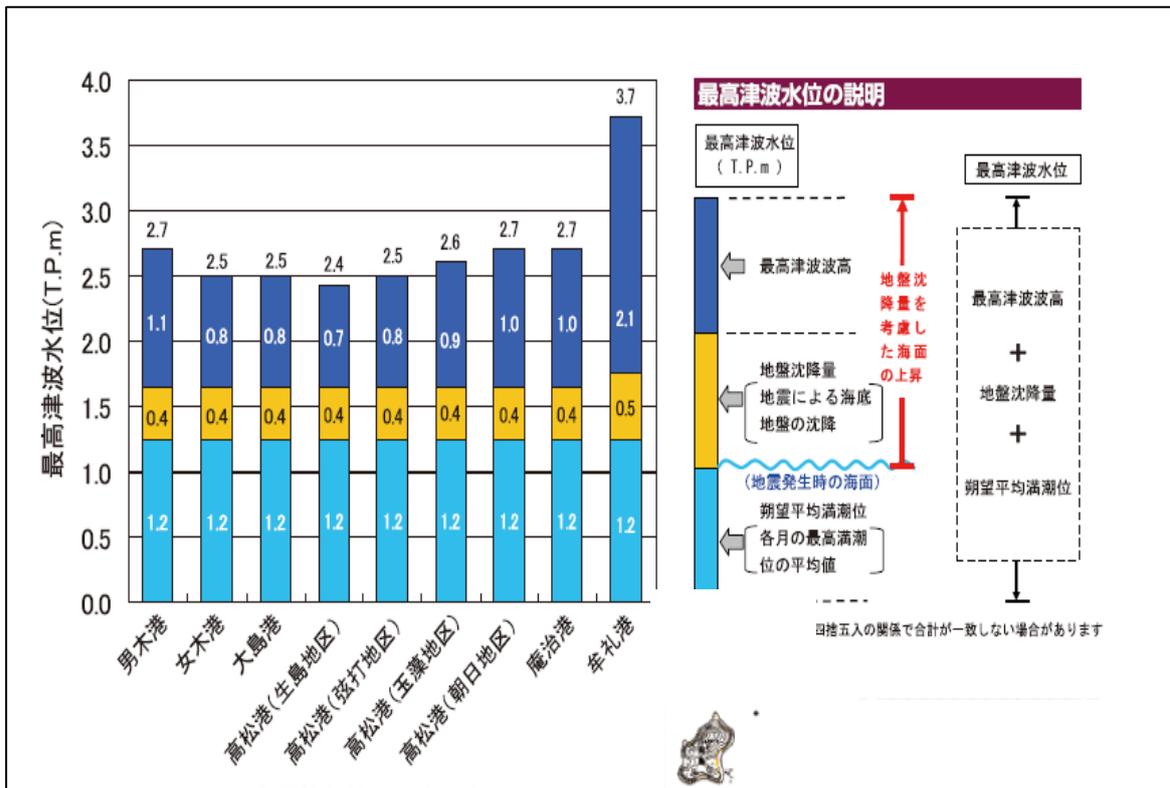
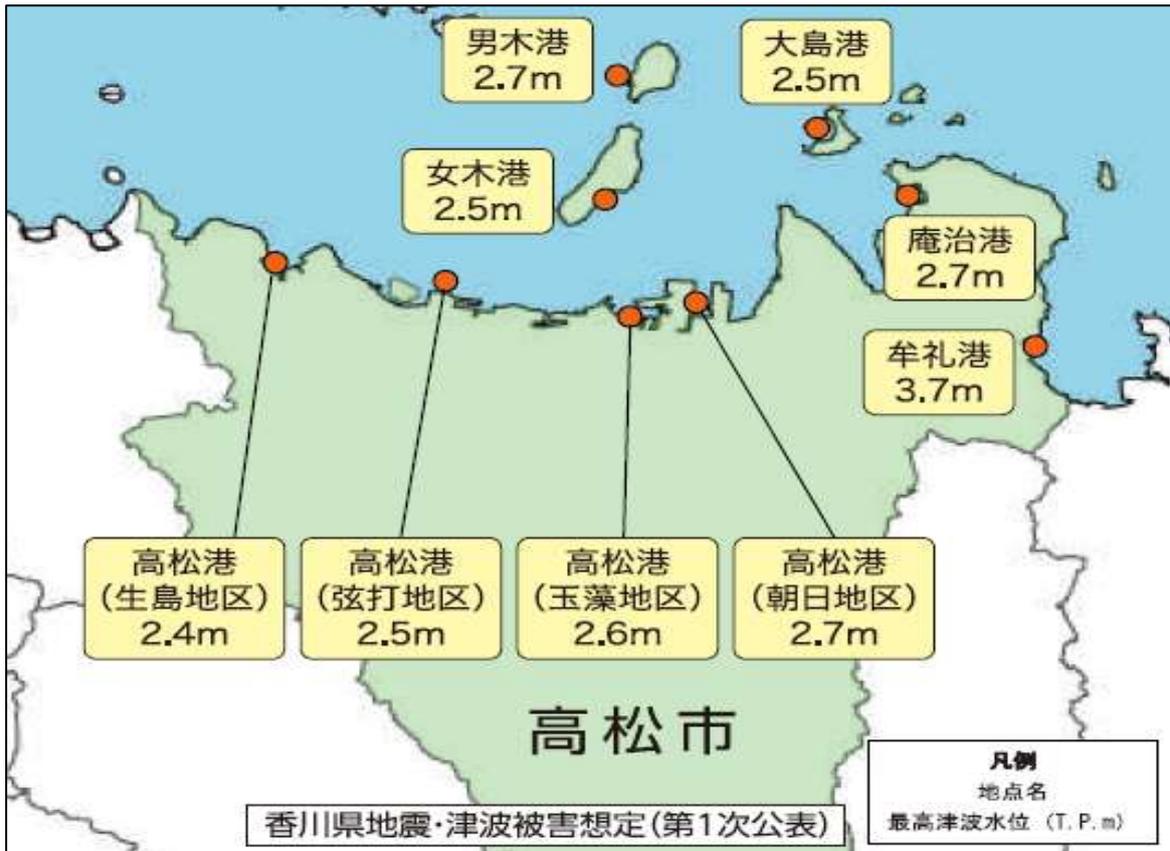
項 目		被 害 想 定 の 概 要	
条 件	震源域	南海トラフ	
	マグニチュード	強震断層域 Mw=9.0 津波 " Mw=9.1	
現 象 の 予 測	震度分布	6強(大部分が6弱)	
	液状化	沿岸部や河川流域で発生	
	津波	<p>■最高津波水位：(高松港)海拔2.4m～2.7m (牟礼港)海拔3.7m (志度湾)海拔3.8m</p> <p>■本市の浸水面積：1,701ha</p> <p>■最大浸水深：2.0m～3.0m</p>	
建 物 被 害	揺れ	全壊	4,500 棟
	液状化	全壊	850 棟
	津波	全壊	380 棟
	急傾斜地崩壊	全壊	40 棟
	地震火災	全壊	390 棟 (冬18時)
人 的 被 害	建物崩壊	死者	270 人 (冬深夜)
		負傷者	4,200 人 (冬深夜)
	津波	死者	910 人 (冬深夜)
		負傷者	400 人 (冬深夜)
	急傾斜地崩壊	死者	* (少ないが被害はある)
		負傷者	* (少ないが被害はある)
	火災	死者	* (少ないが被害はある)
		負傷者	* (少ないが被害はある)
	ブロック塀・自販機・ 屋外落下物	死者	* (少ないが被害はある)
		負傷者	* (少ないが被害はある)

	揺れによる建物被害に伴う要救助者	1,300 人 (冬深夜)
	津波被害に伴う要救助者	250 人

【本市における南海トラフ地震（最大クラス）の被害想定】 (No.2)

項 目		被 害 想 定 の 概 要	
現象の予測	上水道被害	断水人口 329,000 (79%)	
	下水道被害	支障人口 64,000 (22%)	
	電力被害	停電軒数 260,000 (100%)	
	通信（固定・携帯電話）被害	不通回線数 71,000 回線 (78%)	
		携帯停波基地局率 (70%)	
都市ガス被害	供給停止戸数 39,000 戸 (72%)		
交通施設被害	道路（緊急輸送道路）被害	被害箇所 200 箇所	
	鉄道被害	被害箇所 140 箇所	
	港湾（防災機能強化港）被害	港湾被害箇所 40 箇所	
生活への影響	避難者	避難者数 199,000 人	
災害廃棄物	災害廃棄物	災害廃棄物量 537,000 t	
	津波堆積物	津波堆積物量 595,000～953,000 t	
その他	エレベーターの停止		停止数 630 棟
	危険物	火災	* (少ないが被害はある)
		流失	* (少ないが被害はある)
		破損等	30 箇所

【最高津波水位予測図（最大クラスの津波）】



### 第3章 業務継続体制の確立

#### 1 活動する職員数

各部局への調査結果によりとりまとめた勤務時間外に南海トラフ地震（最大クラスの地震）L2が発生したときの出勤可能職員数と、非常時優先業務に必要な職員数は次のとおりである。

なお、職員の算定にあたっては、職員数が組織体制の変更等に対応するため、人員調査（令和5年9月実施）に基づき見直しを行った。

発災後の経過時間	参集可能職員数 （※1）【A】 ※参集不能率を反映したもの	非常時優先業務 に必要な職員数 （※2）【B】	人員過不足 【A-B】
1時間	553	422	131
3時間	822	569	253
12時間	890	637	253
1日	915	821	94
3日	984	894	90
7日	1,317	978	339
14日	1,340	967	373

\*1 職員数は、本市における担当業務を行う職員（所属長、会計年度任用職員を含む）

\*2 地域防災計画では、想定される地震（震度6弱）が発生すれば全職員が災害応急対策に当たらなければならない。

本計画において、職員は、臨時職員、退職者及び他団体への派遣職員等を除き、会計年度任用職員を含む所属長以下の職員とする。

これらの職員から災害対策本部要員、災害時指定職員を除き、さらに2時間以内に出勤できない職員を考慮した数値を出勤可能職員数とした。また、消防局については、発災時は消防対策本部の指示により活動するため、人員調査の対象外とした。

なお、主として正規職員（再任用職員を含む）は発災後の災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務などの応急業務に従事し、会計年度任用職員は、業務継続の優先度の高い通常業務に従事することとする。

#### 2 出勤手段

公共交通機関が不通になるため、職員は徒歩又は自転車・二輪で出勤することとする。

公共交通機関は、3日を過ぎてから復旧するものと想定する。

経路における被災や休憩の必要を考慮して、通常の歩行速度（4km/h）等よりも若干遅い速度とする。

- ・本庁舎から自宅まで、徒歩で3km、自転車・二輪で10km以内の者が1時間以内に参集可能とする。
- ・本庁舎から自宅まで、徒歩で6km、自転車・二輪で20km以内の者が2時間以内に参集可能とする。（参考資料：距離マップ 3km 6km、10km 20km）

- ・出勤経路は、津波浸水域を除くルートで計画を立てる。

本庁舎以西では郷東橋(県道33号線)や郷東大橋(瀬戸大橋通り)が、本庁舎以东では、フェリー通り以东が通行できないおそれがあるため、迂回する必要がある。

津波浸水域に居住する職員は避難が必要であり、又、自転車や二輪を利用して通勤時間が2時間を超える職員は、帰宅困難者とみなし、3日間は出勤不可能と想定する。ただし、出勤可能な職員は出勤するものとする。

### 3 職員の被災等による参集不能率の設定

職員本人・家族の被災等により、参集困難となる職員が生じることが想定されるため、参集可能職員数の算定に当たり、被害想定 of 建物被害及び人的被害を考慮する。

#### 【発災後1時間～3日】

発災後3日目までは、職員の自宅の被災等や家族の安全確保のために参集不能になるものと想定し、被害想定における建物被害率を反映させる。具体的には、参集可能職員数のうち、高松市の建物被害率(全半壊) = 24.5%の職員を参集不能とする。

#### 【発災後4日～14日】

発災後4日以降、職員は徐々に参集可能になることが想定されるが、本人の被災により参集不可能となる職員が生じることが想定され、被害想定における人的被害を反映する。被害想定における人的被害(死傷者)は、高松市の人口の約1.7%とされているため、参集可能職員数のうち、1.7% ≒ 2%の職員を参集不能とする。

### 4 出勤不能職員

災害の状況により本庁舎に出勤できない職員は、出先機関に参集し、本庁舎に出勤可能となるまでの間、当該場所の所属長等の指示に従い、災害応急対策に当たる。

- (ア) 最寄の総合センター、支所、出張所、地域コミュニティセンター又は指定避難所
- (イ) 最寄の所属する局の事務所

#### 【参考】

地域防災計画における動員計画

動員基準(抜粋)

	動員配備の基準	動員配備人員等
第4次体制(非常体制)	1 高松市内で震度6弱以上の地震が発生したとき 2 香川県に大津波警報が発表されたとき 3 災害による被害が特に甚大であると予想されるとき 4 その他の必要により、本部長(市長)が指示したとき	相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は発生したとき等に、本部関係全職員により、応急対策、救助及び災害の拡大防止に当たる体制(災害対策本部で対応) 本部員及び各部全員をもって当たるもので、状況により直ちに活動を開始できる完全な体制とする。

## 動員方法（抜粋）

### ・勤務時間外における動員

職員は、通信手段が途絶することが考えられ、地震発生直後はラジオ又はテレビ等を視聴し、前記動員の基準により原則として、各自の勤務場所に自主参集するものとする。

なお、参集時には、自動車（二輪を除く。）を使用しないものとする。

災害の状況により所定の場所に参集できない職員は、次の順序により市役所本庁舎又は出先機関に参集し、所定の場所に参集可能となるまでの間、当該場所の所属長等の指示に従い、災害応急対策に当たる。

(ア) 最寄りの総合センター、支所、出張所、地域コミュニティセンター又は指定避難所

(イ) 最寄りの所属する局の事務所

## 5 本庁舎の状況

### 建物の現状

本庁舎は昭和56年に改定された耐震基準前の昭和54年に竣工されたが、耐震診断の結果、耐震性はあるが、機能面で使用できないことがあり、什器の転倒防止対策やガラスの飛散防止対策をとっていない執務室は散乱すると想定する。

<対策>

転倒の危険性のある大型の什器等に対する転倒防止対策を行っているが、内容物の落下・散乱を防止するため什器等の扉の開放対策、ガラスの落下・飛散防止対策を今後も進める。

### 電源等

本庁舎は、停電対策として、非常用電源を備えている。消費電力量にもよるが、下記の内容で1週間程度は稼働できる。

【照明設備】 誘導灯は点灯する。照明は、各階の非常灯が点灯する。

【パソコン】 各階フロアに、非常用電源対応コンセントが複数個設置されているのでこれを使用する。

【エレベーター】 非常用電源により、全てのエレベーターが稼働可能である。

【電話】 本庁舎は、耐震性を有する地下管路から電話回線を引き込んでいるため、庁舎自体にダメージがなければ大きな影響はないが、発災当初の輻輳による不通が想定される。このため、災害時優先電話を利用する。輻輳状態が解消した段階では、有線系（各課に複数台ある親機）は使用可能

### トイレ

本庁舎においては、再生水を使用しており、東部下水処理場から本庁舎までの間の送水管が損傷した場合、断水する可能性がある。

<対策>

地下及び屋上に設置している再生水貯水槽を使用する。4日間程度使用可能

### 上水

配水場から本庁舎までの間の送水管が損傷した場合、断水する可能性がある。

<対策>

地下及び屋上に設置している上水貯水槽を使用する。4日間程度使用可能

**飲料水、食料** 飲料水については、配水場から本庁舎までの間の送水管が損傷した場合、断水する可能性がある。

食料については、本庁舎内には、現在備蓄されていない。

<対策>

飲料水については、地下及び屋上に設置している上水貯水槽を使用する。4日間程度使用可能。

食料については、職員行動マニュアルにおいて、各職員が職場に備蓄することとしており、機会をとらえて、職員行動マニュアルに関する周知を行うことで、職員自身での食料備蓄を徹底し、災害発生時に備えるよう、促していく。

**情報システム** 電算機械室については、耐震工事による転倒防止対策や非常用電源による停電対策を行っているが、停電時には、パソコンの使用可能台数に制限が生じる可能性がある。

<対策>

停電時には、非常用電源を利用してネットワークシステムを稼動する。重要データについては、バックアップ体制をとっているほか、万が一、ネットワークシステムが停止する場合には、手作業で業務を継続することを想定し、手作業による訓練の実施など、継続した事務処理の確保を図る。

## 6 避難者の状況

避難所へは、地震・津波等による建物被害、ライフライン被害及び余震への不安等により、多くの人々が避難する。避難所となる学校では、当初予定していた体育館や一部教室だけではなく、廊下や階段の踊り場等も避難者でいっぱいとなる。

発災直後は、生活必需品等の不足により、いわゆる在宅避難者も増加し、避難所へ入りきれない方々は、車中泊や公園などでの自主避難者が多発する。

数日後からは、避難所での衛生上の問題が発生し、生活環境が悪化する。

また、避難所ではペットの同行避難に関する問題が発生するとともに、広域避難にともない、ペットだけが多く残される。

1か月後あたりになると、長期間車中泊をしている避難者の中に、エコノミー症候群（静脈血栓塞栓症）が発症する。

また、避難所で活動する職員やボランティアの中に、過労やストレスで健康を害する者が発生する。

発災直後に比べ、日常生活に必要とする水や食料などのニーズが高まるが、依然供給不足の状態が続く。

## 7 指揮命令系統

各業務に関して上位者の意思決定が迅速・確実に伝わりとともに、重要な報告が上位者に適切に伝わるような指揮命令系統を確立する。責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、職務の代行や継承、具体的な非常時の事務の流れについてあらかじめ

め定めておき、毎年度、人事異動に応じて確認する。

(事前の検討事項)

- ・ 代行対象とする職務
- ・ 職務代行予定者の決定ルール
- ・ 職務代行者が職務を代行するうえで必要な記録・データ等の種類や保管場所の把握
- ・ 職務代行者が業務を遂行するうえで必要なその他の資源の確保
- ・ 職務代行予定者の職員への周知
- ・ 職務代行措置の終了及びその周知等に関する手順
- ・ 職務代行を想定されている職員に対する教育・訓練

#### 第4章 非常時優先業務の選定

業務継続計画の策定にあたり、大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務を特定すべきであり、これを非常時優先業務という。

応急業務と継続性の高い通常業務の2種類があり、具体的には、災害対応や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、優先度の高い通常業務が対象になる。

発災後しばらくの期間は、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施するものとする。

対象期間について、本市においては、被災者の救助・救出に当たる3日間はやむをえない通常業務を除き応急対策に専念し、その後、通常業務への移行が軌道に乗る期間として2週間とする。

応急業務は、地震で発生した被害に対して、早急に実施する必要がある業務で、「高松市地域防災計画（地震対策編）」及び「同計画（津波対策編）」に規定する災害応急対策計画及び災害復旧計画、地震防災対策推進計画のうち、早期実施すべき優先度の高い業務から選定する。

「継続業務」は社会機能を維持するために必要な業務や中断した場合に市民生活に多大な影響を与えるような業務を通常業務から選定する。

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るため、発災後のいつ頃までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、非常時優先業務を時系列で特定する。

(参考：地震・風水害災害発生時の職員行動マニュアル)

#### 第5章 業務継続体制の向上

##### 1 職員への教育・訓練

本計画は、南海トラフ地震（最大クラス）を想定して検討・策定したものであり、発災時には業務継続計画に従って、非常時優先業務を行わなければならない。

このため、本計画の趣旨を全職員に周知徹底し、事前に各課内においてアクションカード等の作成により、連絡体制の確保、業務継続の重要性や各自の職務等を理解させることにより、職員の対応能力の向上を図ることが重要である。

(訓練の実施)

- ・ 参集訓練・災害対策本部図上訓練 等

(自宅での対応)

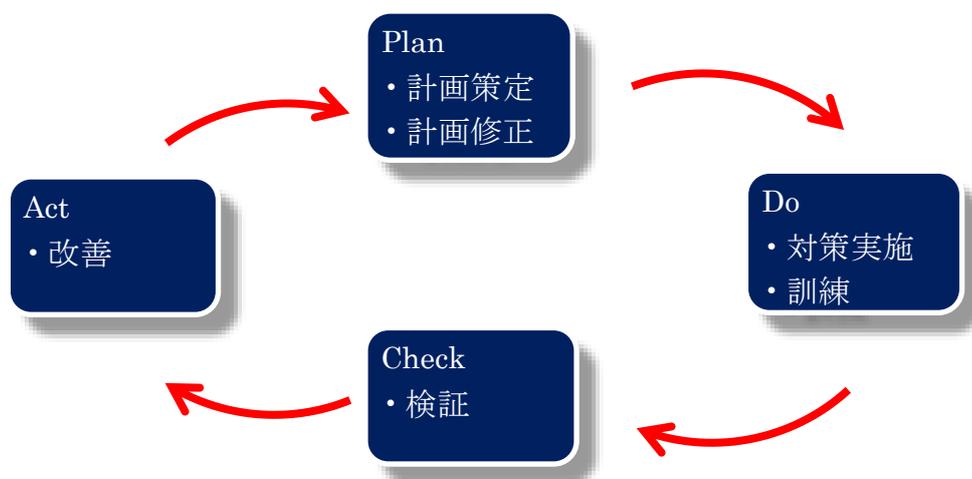
- ・ 自宅の耐震化・家具の転倒防止等・非常持出し品や非常備蓄品の準備
- ・ 家族の安否確認方法

(勤務時間内)

- ・ 執務室の防災対策・資機材や備蓄品の充実・マニュアル等の整備

## 2 計画の見直し

本計画は、訓練等により検証された問題点、本庁舎及び施設・設備の整備状況、他都市の被災体験から得られた知見等を踏まえ、PDCA サイクルを通じて計画の持続的見直しを行う。



## 第6章 個別事項の対応

### 1 沿岸部における対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れや液状化、津波による被害の発生が想定されている。このことから、地震の揺れ及び液状化により海岸構造物が倒壊・沈降により機能しなくなり、津波が来襲して被害が拡大する。

また、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波が来襲し、死者が発生するおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発災に対し、十分な対策を講じる必要がある。

- ・ 地域防災計画に基づき、業務の継続を円滑に行うために、本計画の重要性や各自の職務等を理解させるとともに、訓練・研修等を通して職員の災害対応能力の向上を図る。
- ・ 津波発生時に円滑な避難を行うために、平時から地域の実情に応じた広報・訓練等の実施が必要であり、津波災害等発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき、速やかな情報伝達と避難行動を行うこととする。

### 2 山間部における対応

大規模地震の発生時、山間部等に散在する集落において、道路の不通等で孤立する可能性がある。

過去の新潟県中越地震や岩手・宮城内陸型地震では、地震の土砂災害によって孤立集落が発生し、通信手段の断絶や道路損壊などにより、救助・救援活動に遅れが発生した

- ことから、孤立する集落対策については、想定される被害対策への検討が必要である。
- ・地域防災計画に基づき、孤立するおそれがある集落の実態把握に努め、業務の継続を円滑に行うための通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄物資等の対策を推進する。
  - ・本庁舎から自宅まで、徒歩で6 km、自転車・二輪で20 km以内の者が2時間以内に参集可能とする。(参考資料：距離マップ 3 km 6 km、10 km 20 km)

### 3 島しょ部における対応

本市における女木・男木・大島の島しょ部の災害は、地勢的要因により被害が急激に拡大するおそれがある。

また、海により隔てられているため、速やかな災害対応が困難となり、ライフラインの寸断や、道路損壊、港湾機能の低下等による孤立化が想定されるため、平時から初動体制の効率化を図ることが必要である。

- ・本市の救急艇、海上保安庁等の相互応援協定、民間事業者との災害時支援協定に基づき、災害状況の把握、負傷者や物資の搬送などを円滑に行うための体制整備、通信手段の確保等の対策を推進する。
- ・ヘリコプターの場外離着陸を設定し、災害状況の把握、負傷者や物資の搬送などを円滑に行うための体制整備を推進する。
- ・大規模災害時には長時間の孤立化が想定され、衣類や日用品、水、食料品、医薬品等を少なくとも3日間、可能であれば1週間以上の備蓄を推進する。

### 4 市町間連携の実効性の確保

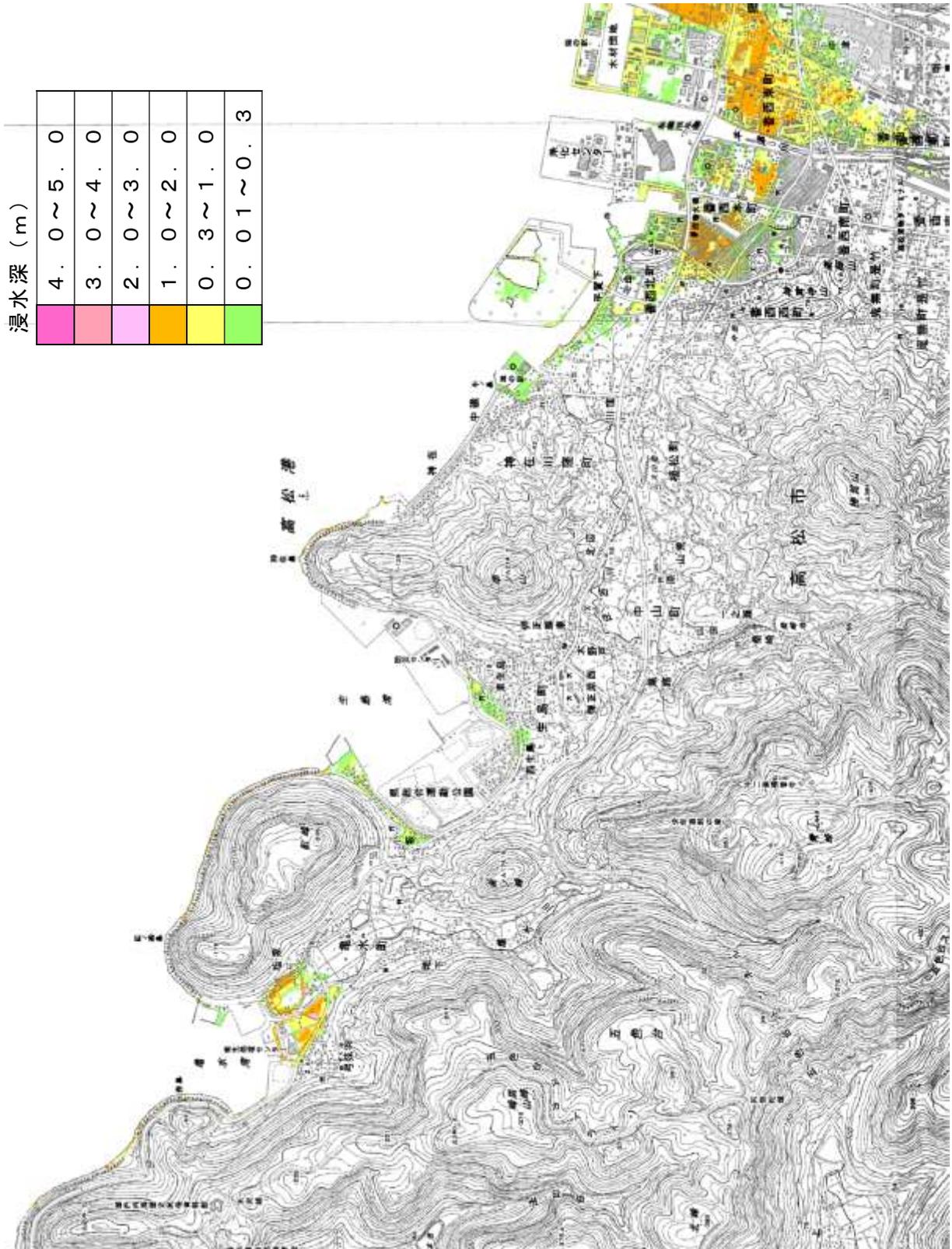
南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合は、広域かつ甚大な被害をもたらすことが想定され、被災市単独での対応が困難となる可能性が高い。

その場合は、市町間での相互応援・受援が迅速かつ円滑に行われることにより、効果的な災害対応を図る必要がある。

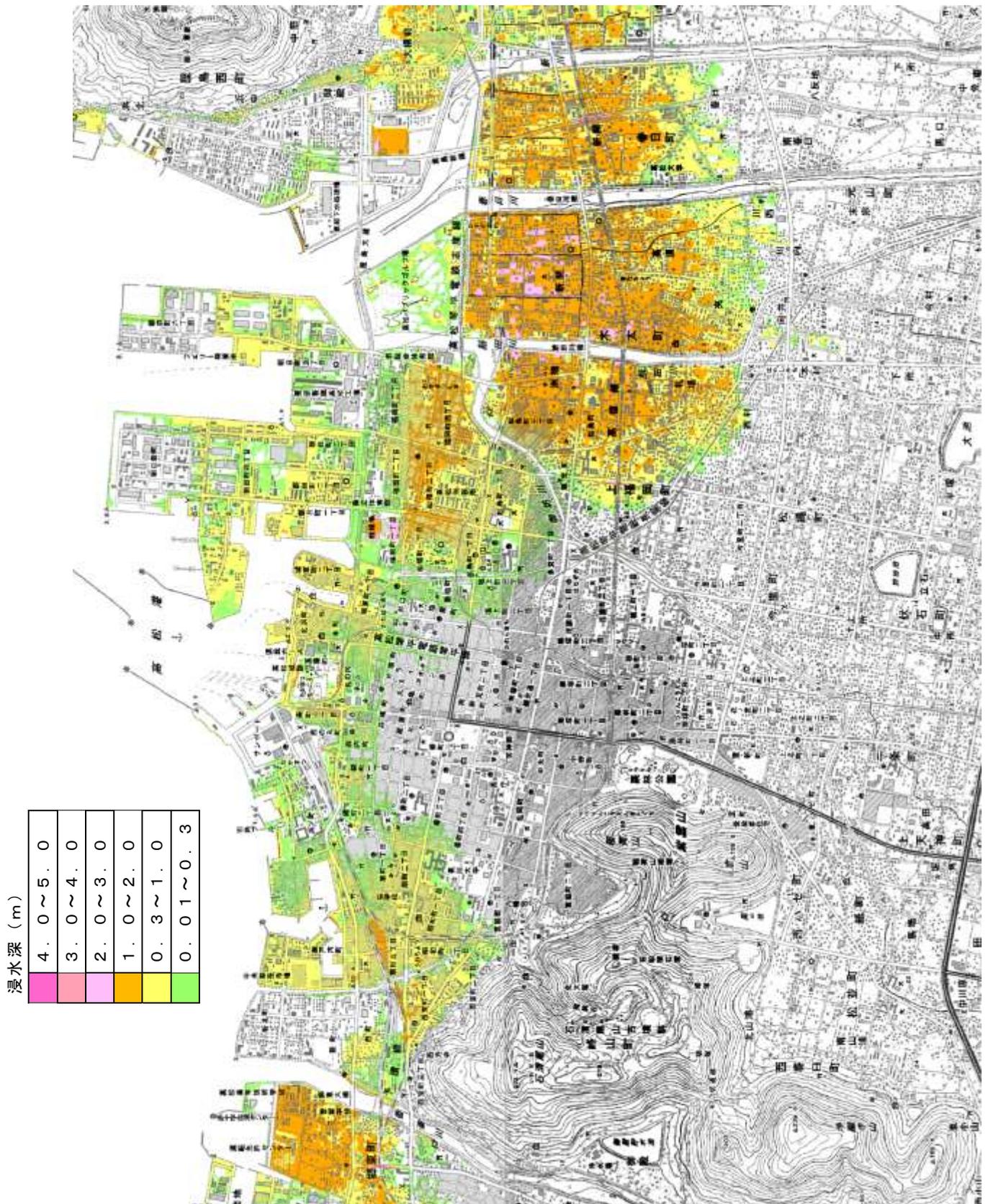
- ・地域防災計画に基づき、災害時の応援・受援を円滑に行うために、災害時の相互応援協定を締結している中核市を始め近隣各市町と、平時から密接な連携関係を確保・維持する。

# 参考資料

津波浸水予測図 西部



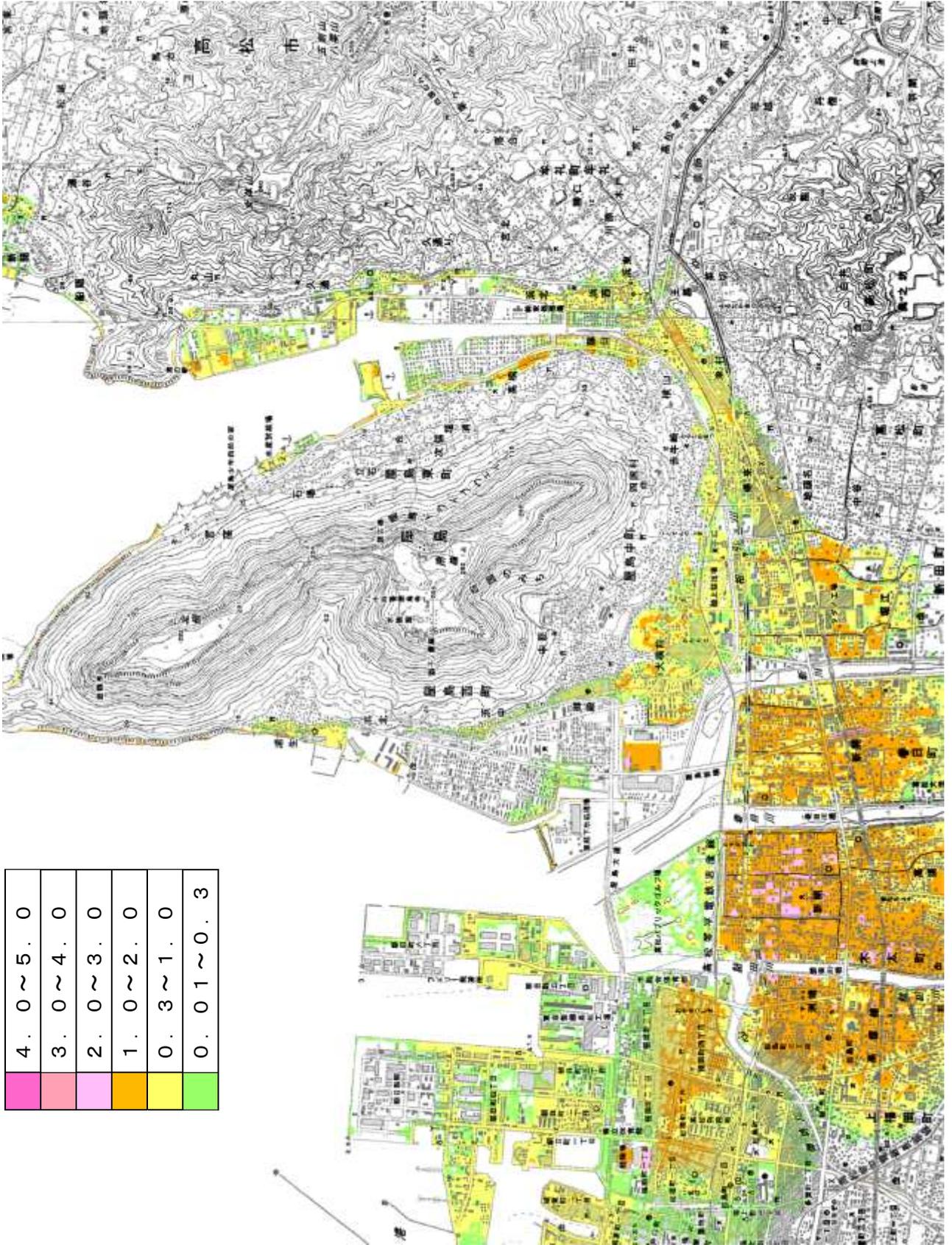
津波浸水予測図 中部



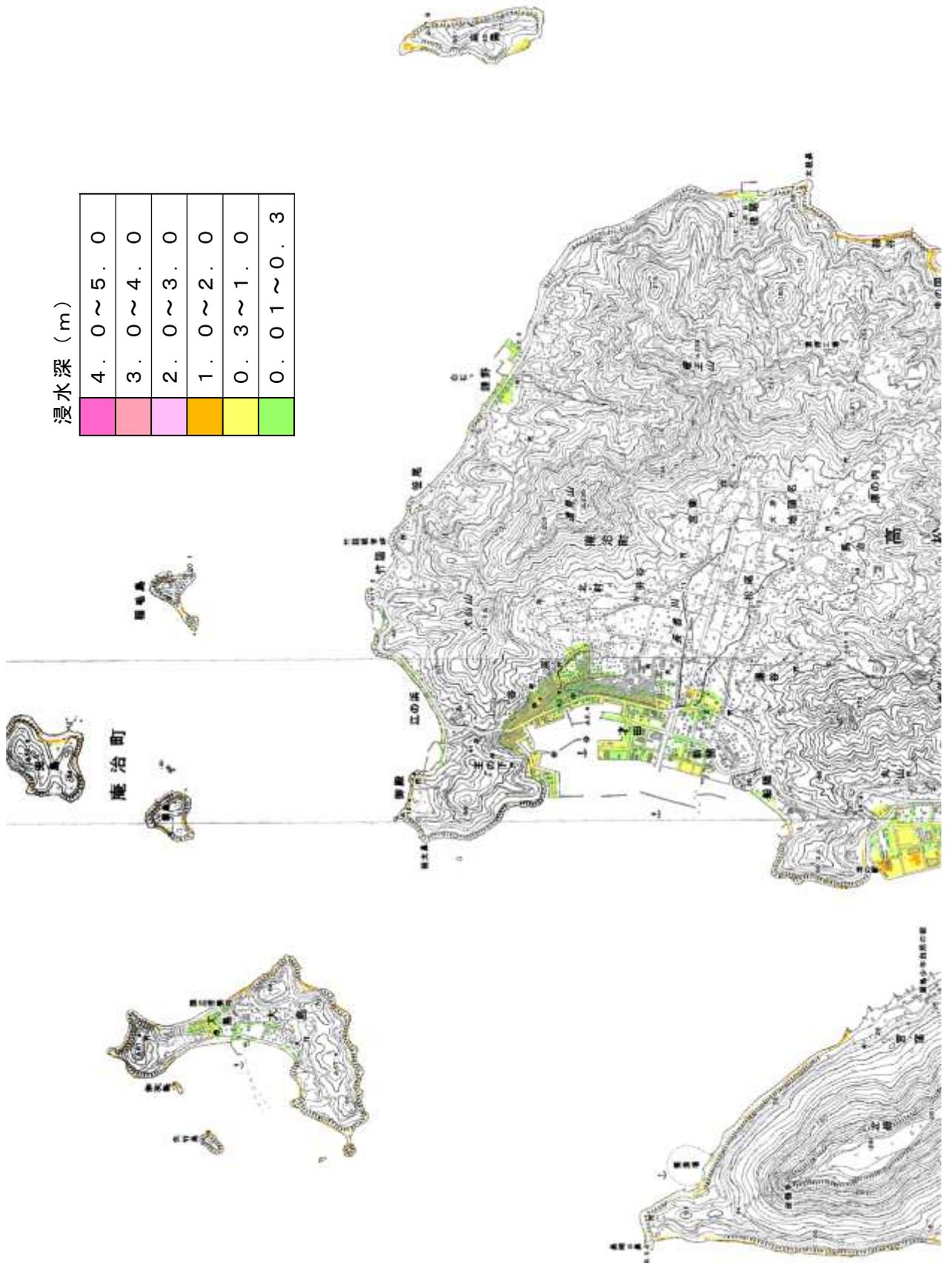
津波浸水予測図 屋島周辺

浸水深 (m)

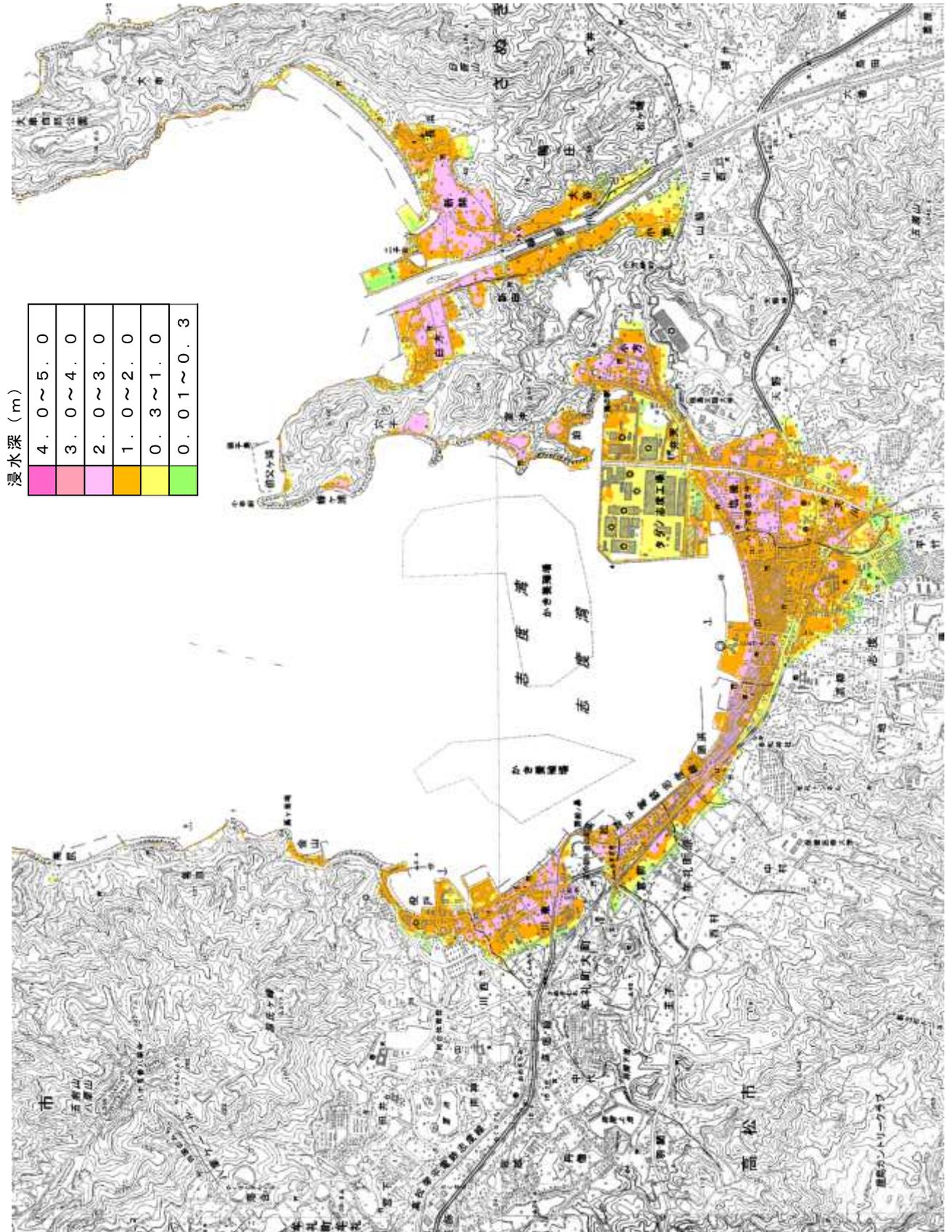
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3



津波浸水予測図 庵治町



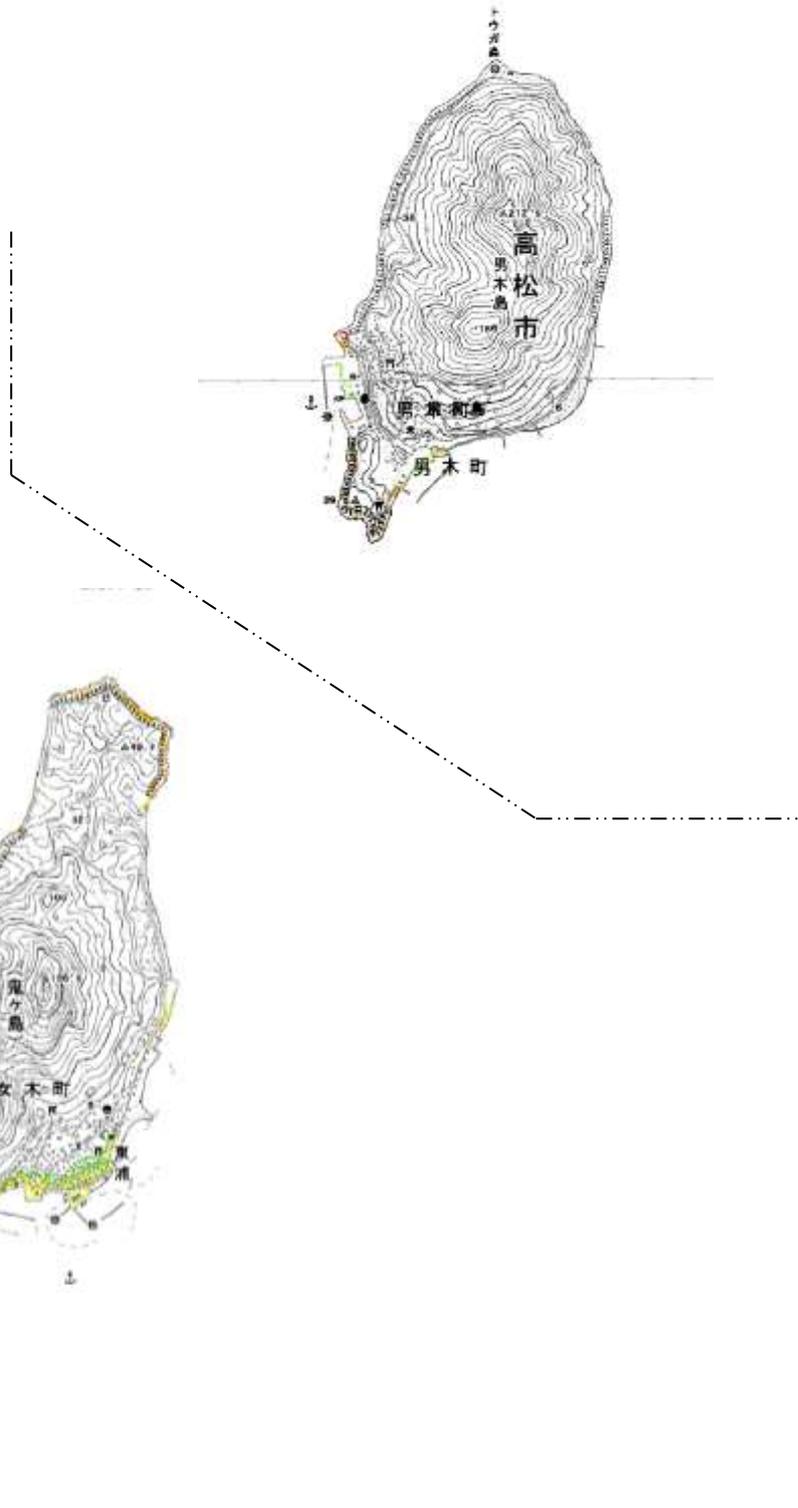
津波浸水予測図 牟礼町



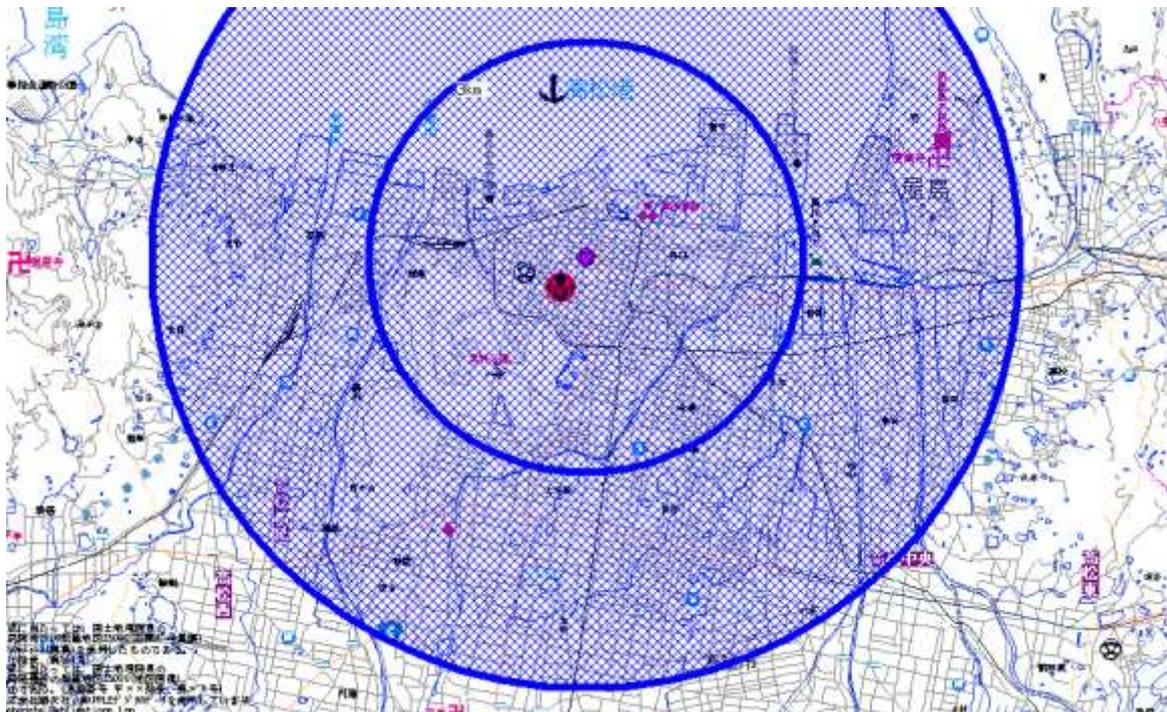
津波浸水予測図 島しょ部

浸水深 (m)

	4.0 ~ 5.0
	3.0 ~ 4.0
	2.0 ~ 3.0
	1.0 ~ 2.0
	0.3 ~ 1.0
	0.01 ~ 0.3



距離マップ 3 km 6 km



距離マップ 10 km 20 km

